

日時：5月19日（木）AM9：00 <庁議室>

【市長挨撈】

【協議事項】

- | | | |
|----|----------------------------------|----------|
| 1 | 太田市市税条例等及び太田市都市計画税条例の一部改正について | 総務部長 |
| 2 | 太田市印鑑条例及び太田市手数料条例の一部改正について | 市民生活部長 |
| 3 | 太田市総合体育館条例の制定について | 文化スポーツ部長 |
| 4 | (仮称) 太田市運動公園市民体育館建設工事請負契約の変更について | 文化スポーツ部長 |
| 5 | 太田市国民健康保険税条例の一部改正について | 健康医療部長 |
| 6 | 太田市介護保険条例の一部改正について | 健康医療部長 |
| 7 | 太田市清掃センター条例の廃止について | 産業環境部長 |
| 8 | 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について | 都市政策部長 |
| 9 | 市営住宅家賃等滞納者に対する訴えの提起についての専決処分について | 都市政策部長 |
| 10 | 西部消防署庁舎建設建築工事請負契約の締結について | 消防長 |
| 11 | 財産の取得について(消防ポンプ自動車 CD-I型) | 消防長 |

【連絡事項】

- | | | |
|----|--|---------|
| 1 | 令和4年度太田市功労者及び徳行者表彰式の挙行について | 秘書室長 |
| 2 | 令和4年春 勲章・褒章受章者祝賀会の開催について | 秘書室長 |
| 3 | フリースクール等民間施設事業費補助金について | 企画部長 |
| 4 | 市有地売却について | 総務部長 |
| 5 | 令和3年度相談業務等の実績報告について | 市民生活部長 |
| 6 | 令和3年度太田市消費生活センター相談実績報告について | 市民生活部長 |
| 7 | 令和3年度公共交通機関の運行実績報告について | 市民生活部長 |
| 8 | 令和3年度1%まちづくり事業の実績報告について | 市民生活部長 |
| 9 | 令和3年度ふるさと納税の受領状況について | 市民生活部長 |
| 10 | 太田市重層的支援体制整備事業実施計画書の策定について | 福祉こども部長 |
| 11 | 令和4年度太田市金婚・ダイヤモンド婚祝記念式典について | 福祉こども部長 |
| 12 | 太田市児童館条例施行規則の一部改正について | 福祉こども部長 |
| 13 | 令和3年度「社会福祉法人に対する一般監査」及び「介護サービス事業者に対する実地指導」の実施結果の概要について | 福祉こども部長 |
| 14 | 2割負担の新設に伴う後期高齢者医療被保険者証の発行・発送について | 健康医療部長 |
| 15 | キャッシュレスポイント還元事業実施結果について | 産業環境部長 |

- | | | |
|----|--|--------|
| 16 | 令和3年度の太陽光発電所実績について | 産業環境部長 |
| 17 | 令和3年度太田市空家等除却補助事業及び太田市住宅リフォーム支援事業
の完了報告について | 都市政策部長 |
| 18 | エアリスの小さな森公園開園について | 行政事業部長 |
| 19 | 水上バイクの運用開始について | 消防長 |

●內 容 【 1. 協議事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

総務部長 氏名 栗原 直樹

内線 (TEL) 2300

【表題】

太田市市税条例等及び太田市都市計画税条例の一部改正について

【目的】

地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、太田市市税条例等及び太田市都市計画税条例について、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

I 太田市市税条例等の一部改正

1 個人市民税

(1) 所得割の課税標準 (第33条)

上場株式等の配当所得等又は上場株式等の譲渡所得等について、所得税と市民税の課税方式を一致させることとし、総合課税又は分離課税を確定申告書の記載により適用するものです。

(2) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除（第34条の9）

上場株式等の配当所得等について、総合課税又は分離課税がある場合の配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を確定申告書の記載により行うものです。

(3) 市民税の申告（第36条の2）

公的年金等受給者の市民税申告義務に係る規定を整備するとともに、地方税法施行規則第2条の改正による条文中の項ずれを反映するものです。

(4) 個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書（第36条の3の2）

給与所得者の扶養親族等申告書（改正前：扶養親族申告書）の記載事項に、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける者の氏名を追加するものです。

(5) 個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書（第36条の3の3）

公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務者に、次の配偶者又は扶養親族を有する者を追加するとともに、同申告書の記載事項に特定配偶者の氏名を追加するものです。

- ・ 所得税の源泉控除対象配偶者に該当する者であって個人市民税の分離課税の対象となる退職所得を有する者（特定配偶者）
- ・ 16歳超の扶養親族であって個人市民税の分離課税の対象となる退職所得を有する者

(6) 特別徴収税額の納入の義務等（第53条の7）

地方税法施行規則第2条第4項の改正による項ずれを反映するものです。

(7) 個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除（附則第7条の3の2）

住宅借入金等特別税額控除の延長・見直しによるものです。

- ・適用期限を4年延長（令和7年12月31日までに入居した者が対象）
- ・控除限度額が所得税の課税総所得金額等の7%（最高136,500円）から5%（最

高97,500円)に引き下げ

- (8) 上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例(附則第16条の3)

上場株式等に係る配当所得等の申告分離課税を、所得税での適用がある場合に限り適用するものです。

- (9) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例(附則第17条の2)

引用条項の削除に伴い規定を整備するものです。

- (10) 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例(附則第20条の2)及び条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例(附則第20条の3)

申告方式の選択に係る規定を整備するものです。

- (11) 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例(附則第26条)住宅借入金等特別税額控除の延長・見直しに伴い規定を整備(削除)するものです。

- (12) 太田市市税条例の一部を改正する条例の一部改正(令和3年太田市税条例第29号)扶養親族申告書の改正に伴い規定を整備するものです。

- (13) 太田市市税条例の一部を改正する条例の一部改正(令和3年太田市税条例第29号附則第2条)

市民税に関する経過措置の改正によるものです。

- (14) 施行期日

- ・上記(4)、(5)(7)、(9)、(11)、(12) 令和5年1月1日
- ・上記(1)、(2)、(3)、(6)、(8)、(10)、(13) 令和6年1月1日

2 固定資産税

- (1) 固定資産課税台帳の閲覧及び証明書の交付への対応(第73条の2及び第73条の3)

引用する法第382条の4の規定により、固定資産課税台帳に記載される住所について、人の生命・身体への危害のおそれがある場合に、一定の措置を講じた上で、閲覧・交付をしなければならないこととするものです。

- (2) 下水道除害施設に係る課税標準の特例措置(附則第10条の2第2項)

引用する法附則第15条中、令和4年4月1日以後に供用開始された、公共下水道の排水区域内の工場等において、供用開始日前から設置する除害施設に対する固定資産税の課税標準の特例(第2項第5号)について、参酌基準の改正に伴い、特例率を変更するものです。

対象資産	現 行	改 正 後		備 考
	特例率	特例率 (参酌基準)	太田市の特例率 (案)	
下水道除害施設に係る固定資産税	3/4	7/10以上9/10以下 (4/5)	4/5	

- (3) 貯留機能保全区域に係る課税標準の特例措置(附則第10条の2第16項)

引用する法附則第15条中、特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された、貯留機能保全区域の土地に対する固定資産税の課税標準の特例(第44項)の新設に伴い、規定を整備するものです。

対象資産	現 行	改 正 後		備 考
	特例率	特例率 (参酌基準)	太田市の特例率 (案)	
貯留機能保全区域 の土地に係る固定 資産税	—	2/3以上5/6以下 (3/4)	3/4	

(4) 施行期日

- ・上記 (1) 民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に定める日
- ・上記 (2)、(3) 公布の日

3 納税証明書

(1) 納税証明書の交付手数料(第18条の4)

引用する法第382条の4の規定により、固定資産課税台帳に記載される住所について人の生命・身体への危害のおそれがある場合に、一定の措置を講じた上で、閲覧・交付をしなければならないこととするに伴い、手数料を徴する納税証明書に当該証明書を含めるものです。

(2) 施行期日 民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に定める日

Ⅱ 太田市都市計画税条例の一部改正

1 都市計画税

(1) 課税標準の特例措置(附則第6項)

引用する法附則第15条中、特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された貯留機能保全区域の土地に対する課税標準の特例(第44項)の新設に伴い、規定を整備するとともに、新設により生じた項ずれを反映するものです。

対象資産	現 行	改 正 後		備 考
	特例率	特例率 (参酌基準)	太田市の特例率 (案)	
貯留機能保全区域 の土地に係る都市 計画税	—	2/3以上5/6以下 (3/4)	3/4	

(2) 施行期日 公布の日

Ⅲ その他

令和4年6月定例会に議案を提出します。

- * 問い合わせ先 総務部 市民税課 市民税一係 内線 2390
 資産税課 管理・償却資産係 内線2361
 収納課 管理係 内線 2378

- 内 容 【 1.協議事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期【 2.委員会・委員会協議会後 】

市民生活部長 氏名 大谷 健 内線 (TEL) 2400

【表題】

太田市印鑑条例及び太田市手数料条例の一部改正について

【目的】

マイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストア等に設置されている特定端末機から各種証明書の交付を受けることなどを目的として、太田市印鑑条例及び太田市手数料条例の所要の改正を行うものです。

【概要】

I 太田市印鑑条例の一部改正

1 改正内容

特定端末機による印鑑登録証明の申請及び印鑑登録の証明の特例（第 17 条）

印鑑登録者は、利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード（マイナンバーカード）を用いて特定端末機を利用することにより、印鑑登録証明書の取得が可能となり、その場合に印鑑登録証の提示を不要とするための条文を新設するものです。

また、前記、条文の新設に伴う条ずれを修正するものです。

2 施行期日 令和4年8月1日

Ⅱ 太田市手数料条例の一部改正

1 改正内容

(1)減額又は免除 (第6条)

利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード（マイナンバーカード）を用いて特定端末機を利用して住民票の写し等の各種証明書の交付を受ける場合は、手数料の減額又は免除の適用から除外する。また、法令等の規定により戸籍事項の証明を無料にできる場合についても同様に適用から除外するものです。

(2)別表第5については、字句の整理をするものです。

2 施行期日 上記(1) 令和4年8月1日

上記(2) 公布の日

3 その他

令和４年６月定例会に議案提出する予定です。

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

文化スポーツ部長 氏名 村岡芳美 内線 (TEL) 3600

【表題】

太田市総合体育館条例の制定について

【目的】

スポーツの普及振興及び地域のにぎわい創出という新しいコンセプトに寄与するため太田市総合体育館を設置することに伴い、必要な条例を制定するものです。

【概要】

1 条例の概要

第1条	設置	第2条	名称及び位置
第3条	利用期間等	第4条	利用許可
第5条	行為の制限	第6条	利用許可の取消し等
第7条	入場の制限	第8条	使用料
第9条	使用料の不還付	第10条	使用料の減免
第11条	利用者の義務	第12条	原状回復義務
第13条	損害賠償	第14条	指定管理者による管理
第15条	指定管理者が行う管理の基準	第16条	利用料金
第17条	営利行為の禁止	第18条	その他

2 附則

- ・ この条例は、規則で定める日から施行する。
- ・ 指定管理者の指定の手續その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

3 その他

令和４年６月定例会に議案上程の予定です。

【備考】

* 問い合わせ先 文化スポーツ部 スポーツ施設管理課 市民体育館建設係
ダイヤル 55-2550

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

文化スポーツ部長 氏名 村岡 芳美 内線3600

【表題】

(仮称) 太田市運動公園市民体育館建設工事請負契約の変更について

【目的】

（仮称）太田市運動公園市民体育館建設工事請負契約について、次のとおり変更するため、議会に上程するものです。

【概要】

- | | | |
|----|---------|--|
| 1 | 履 行 名 称 | (仮称)太田市運動公園市民体育館建設工事 |
| 2 | 履 行 場 所 | 太田市飯塚町1059番1地内 |
| 3 | 当初契約締結日 | 令和3年6月18日 |
| 4 | 当初契約金額 | 7,199,940,000円
(内消費税654,540,000円) |
| 5 | 履 行 期 間 | 令和3年6月21日から令和5年4月28日まで |
| 6 | 変更契約予定日 | 令和4年6月17日 |
| 7 | 変更契約金額 | 7,598,140,000円
(内消費税690,740,000円) |
| 8 | 増 減 額 | 398,200,000円(内消費税36,200,000円) |
| 9 | 契 約 方 法 | 随意契約(設計・施工一括プロポーザル方式) |
| 10 | 補 助 金 | 無・ <u>有</u> (地方創生拠点整備交付金ほか) |
| 11 | 請 負 者 | 太田市飯田町1547番地OTASクエアビル7F
関東・梓特定建設工事共同企業体
代表者 関東建設工業株式会社 代表取締役 高橋 明 |
| 12 | 工 事 内 容 | 建設工事 一式 |
| 13 | 変更契約理由 | スポーツを通じた交流人口の増加による経済及び地域の活性化に寄与する「魅せるスポーツ」の拠点施設としての更なる充実を目指し、各種仕上げの変更及び映像装置・音響設備等の拡充整備を行うため、増額変更を行うものです。 |
| 14 | そ の 他 | 令和4年6月定例会に議案上程の予定です。 |

【備考】

* 問い合わせ先 文化スポーツ部 スポーツ施設管理課 市民体育館建設係
ダイヤル 55-2550

健康医療部長 氏名 大澤 美和子 内線3400

* 問い合わせ先 健康医療部 国民健康保険課 保険係 内線2565 47-1825 ダイヤルイン

●内 容 【 1.協議事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期【 2.委員会・委員会協議会後 】

健康医療部長 氏名 大澤 美和子 内線3400

【表題】

太田市介護保険条例の一部改正について

【目的】

新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が、死亡し、又は重篤な傷病を負った場合やその影響により収入減になった見込みの場合に介護保険料の減免について規定するものです。

【概要】

1 改正内容

新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が、死亡し、又は重篤な傷病を負った場合やその影響により収入減になった見込みの場合に介護保険料の減免について規定するものです。減免の対象期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に設けられた納期限に係るものとなります。

2 施行日 公布の日

3 その他 令和4年6月定例会に議案提出する予定です。

【備考】

* 問い合わせ先 健康医療部 介護サービス課 介護保険料係 内線2551 47-1948 ダイヤルイン

- 内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

産業環境部長 氏名 飯塚 史彦 内線2600

【表題】

太田市清掃センター条例の廃止について

【目的】

太田市清掃センターは、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として設置されましたが、令和3年4月1日より太田市外三町広域清掃組合の運営によるクリーンプラザが新たな焼却施設として運用開始となり、1年が経過し安定稼働していることから太田市清掃センター条例を廃止しようとするものです。

【概要】

1 廃止理由

太田市清掃センターは、休止から1年が経過し、公の施設として市民の利用に供する役割を終えたので、太田市清掃センタ一条例を廃止しようとするものです。

なお、附則において、太田市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の自ら指定処理施設に搬入する場合の処理手数料に関する規定の改正並びに、太田市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例の縦覧の場所等に関する規定の改正も併せて行います。

2 施行期日

令和4年7月1日

3 その他

令和４年６月定例会に議案を提出する予定です。

【備考】

* 問い合わせ先 産業環境部 清掃事業課 管理係 31-8153 ダイヤルイン

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800

【表題】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【目的】

市道において発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【概要】

- 1 別紙市道において発生した事故による損害賠償表のとおり。
- 2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。
- 3 損害賠償の支払い 三井住友海上火災保険(株)道路賠償責任保険にて対応します。
- 4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和4年5月委員会協議会あてに報告します。

【備考】

* 問い合わせ先 都市政策部 道路整備課 管理係 内線2711 47-1835ﾀﾞｲヤルｲﾝ

1 市道において発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和4年4月25日	78,751円 (157,502円)	5割	令和3年9月18日、太田市西長岡町1330番地2付近の市道において、相手方が自己の所有する乗用車を運転中、道路に生じていた陥没部分を通過したところ、当該乗用車の左前輪タイヤ、左前輪ホイール等が損傷したことにより、相手方に損害が生じたものである。
2	令和4年4月25日	281,369円 (281,369円)	10割	令和3年9月22日、太田市大原町1510番地2付近の市道において、相手方が自己の所有する乗用車を運転中、グレーチングを通過したところ、グレーチングが外れて跳ね上がったことにより、当該乗用車の燃料タンク等が損傷し、相手方に損害が生じたものである。
3	令和4年4月25日	57,964円 (82,806円)	7割	令和3年10月4日、太田市西長岡町170番地1付近の市道において、相手方が歩行中、道路に生じていた陥没部分を通過したところ、転倒し、右足首を剥離骨折したことにより、相手方に損害が生じたものである。
	合 計	418,084円 (521,677円)		

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800

都市政策部 建築住宅課 住宅政策係 内線2751 47-1898 ダイヤルイン

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

消防本部 消防長 櫻井 修一 TEL 33-0200

【表題】

西部消防署庁舎建設建築工事請負契約の締結について

【目的】

西部消防署庁舎建設建築工事にあたり、請負者を選定し契約を締結するため、議会に上程するものです。

【概要】

- | | | |
|----|----------------|--|
| 1 | 履 行 名 称 | 西部消防署庁舎建設建築工事 |
| 2 | 履 行 場 所 | 太田市新田金井町607番地内 |
| 3 | 契約締結日 | 議会議決の日 |
| 4 | 履 行 期 間 | 議会議決の日の翌日から 令和5年2月14日まで |
| 5 | 契 約 方 法 | 条件付一般競争入札 |
| 6 | 予 定 価 格 | 175,700,000円(消費税を含まない) |
| 7 | 落 札 価 格 | 175,500,000円(消費税を含まない) |
| 8 | 落 札 率 | 99.89% |
| 9 | 契 約 金 額 | 193,050,000円(内消費税 17,550,000円) |
| 10 | 補 助 金 | なし |
| 11 | 請 負 者 | 太田市宝町29番地
横山建設株式会社 代表取締役 横山 信夫 |
| 12 | 工 事 内 容 | 建築工事一式
鉄骨造 2階建て
建築面積 731.11㎡
延床面積 999.22㎡ |
| 13 | 入札参加者
(10者) | 株式会社大雄建設 守屋建設株式会社(辞退) 株式会社石宝(辞退)
田村建設株式会社(辞退) 吉田建設株式会社(辞退)
加藤建設興業株式会社(辞退) 市川建設株式会社(辞退)
大沢建設株式会社 工藤建設工業株式会社(辞退) 横山建設株式会社 |
| 14 | そ の 他 | 6月定例会に議案提出予定です。 |

【備考】

※ 落札率については、落札金額÷予定価格×100(小数点第3位四捨五入)

※ 問い合わせ先 消防本部 消防総務課 総務係 33-0200 タイヤイン

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 3. 委員会・委員会協議会后 】

消防本部 消防長 氏名 櫻井修一 TEL 33-0200

【 表 題 】

財産の取得について（消防ポンプ自動車 CD-I 型）

【 目 的 】

消防団の災害活動時の機動力となる消防ポンプ自動車の充実強化を図るものです。

【 概 要 】

- 1 取得財産 消防ポンプ自動車 CD-I 型 2 台
- 2 取得の方法 指名競争入札
- 3 取得予定価格 35,640,000 円（税込）
- 4 契約の相手方 小池株式会社（茨城県古河市幸町1番45号）
代表取締役 小池 裕之
- 5 配置先 太田市消防団 第7分団第2部（茂木町）
太田市消防団 第12分団第2部（新田中江田町）
- 6 契約履行期間 契約締結の日から令和5年3月31日まで
- 7 指名競争入札指名業者（8 者）
ジーエムいちほら工業株式会社、株式会社モリタ東京支店
温井自動車工業株式会社、株式会社佐藤工業所
小池株式会社、株式会社ナカムラ消防化学東京営業所
日本機械工業株式会社本社営業部、長野ポンプ株式会社東京営業所
- 8 その他 本契約を締結するため、6 月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

問い合わせ先 消防本部 消防総務課 消防団係 TEL 33-0201 タ イ ヤ リ ン

秘書室長 氏名 笠原 淳一 内線 (TEL) 2210

問い合わせ先 秘書室 秘書係 内線2211 47-1808 ダイヤルイン

- 内 容【 2. 連絡事項 】
○公 開【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

秘書室長 氏名 笠原 淳一 内線 (TEL) 2 2 1 0

【 表 題 】

令和4年春 勲章・褒章受章者祝賀会の開催について

【 目 的 】

太田市民で勲章・褒章を受章された方々を招待し、その功労、功績を称え、敬意と感謝の意を表するため開催するものです。

【 概 要 】

1. 受章者

(1) 叙 勲 (9名)

・小笠原 敬三 氏 (瑞宝小綬章／教育功労)	※春の叙勲
・大塩 孝 氏 (旭日双光章／消防功労)	※春の叙勲
・糸内 信男 氏 (瑞宝双光章／教育功労)	※高齢者叙勲
・木村 善行 氏 (瑞宝双光章／教育功労)	※高齢者叙勲
・大杉 幸一 氏 (瑞宝双光章／学校事務功労)	※春の叙勲
・久保田 昇 氏 (瑞宝双光章／消防功労)	※第38回危険業務
・南雲 俊一 氏 (瑞宝単光章／警察功労)	※第38回危険業務
・由良 篤 氏 (瑞宝単光章／消防功労)	※春の叙勲
・町田 哲男 氏 (瑞宝単光章／保健衛生功労)	※春の叙勲

(2) 褒 章 (2名)

・新井 君枝 氏 (藍綬褒章／統計調査功績)	※春の褒章
・朝倉 節子 氏 (藍綬褒章／更生保護功績)	※春の褒章

2. 日 時 令和4年7月28日 (木) 午後2時～

3. 会 場 太田市民会館 スタジオ (太田市飯塚町200番地1)

4. 出席予定者 約100名

5. その他 式典に係る庁内動員者につきましては、6月の副部長会議で別途依頼する予定です。

【 その他 】

新型コロナウイルス感染症拡大状況により中止となる場合があります。

【 備 考 】

問い合わせ先 秘書室 秘書係 内線 2 2 1 1 4 7 - 1 8 0 8 タイリン

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後】

フリースクール等民間施設事業費補助金について

市内の小学校、中学校および特別支援学校等に在籍する不登校児童生徒が利用する太田市内のフリースクール等民間施設の学習活動等の充実を図るため、民間施設設置者である事業者に対して、当該経費の一部に対し補助金を交付し、児童生徒の社会的自立および学校復帰に資することを目的とします。

1 補助対象施設

- ・不登校児童生徒に対する相談・指導を主たる目的としていること
- ・学校との間に十分な連携・協力関係が構築されていること

等、補助金交付要綱第2条の規定を満たす民間施設。

3 補助対象事業 配置職員の充実（カウンセラー配置等）
活動の充実（教材整備、体験学習等）

4 補助受付期間 第1回：令和4年 5月2日（月）～ 令和4年 5月31日（火）
第2回：令和4年 9月1日（木）～ 令和4年 9月30日（金）
第3回：令和4年12月1日（木）～ 令和4年12月16日（金）※
※ 変更申請のみ（新規申請不可）

問い合わせ先 企画部 行革推進課 行革推進係 内線2243 TEL47-1811 ダイヤル

- 内 容 【 2.連絡事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期【 2.委員会協議会後 】

総務部長 氏名 栗原 直樹 内線 2300

【表題】

市有地売却について

【目的】

未利用市有地のうち、現在処分可能な４件について、一般競争入札又は利活用提案型による売払いをすることにより、未利用資産の削減と財源の確保に努めるものです。なお、一般競争入札における不調物件については、入札執行後、先着順で購入希望者に対して随時売払いを実施します。

【概要】

1 売払い予定地

物件番号	所在	地目	登記面積 (㎡)	最低売却価格 (円)
1	亀岡町346-1、347-1	雑種地	2,358.00	9,299,000
2	鳥山町897-4、905-5	宅地ほか	569.38	9,259,000
3	只上町321-4	宅地	396.05	6,074,000
4	鶴生田町733-99ほか2筆	宅地	14,909.87	274,366,000

2 売払い方法

物件番号１～３については一般競争入札による売払いを行います。物件番号４については、利活用提案型売払いを採用し、購入希望者から利活用提案及び購入希望価格を提案させ、総合評価にて落札者を決定します。

3 日程 (予定)

(1) 一般競争入札

- | | |
|----------|-----------------------|
| ① 入札公告 | 令和4年6月 1日 |
| ② 案内書配布 | 令和4年6月 1日 ~ 令和4年6月23日 |
| ③ 申込受付期間 | 令和4年6月 6日 ~ 令和4年6月23日 |
| ④ 入札執行 | 令和4年7月14日 |

（2）利活用提案型

- | | | |
|---|-----------|-----------------------|
| ① | 公告及び受付期間 | 令和4年6月 1日 ～ 令和4年6月23日 |
| ② | 質問受付期間 | 令和4年6月20日 ～ 令和4年6月23日 |
| ③ | 質問回答 | 令和4年6月30日 |
| ④ | 利活用提案受付期間 | 令和4年7月 1日 ～ 令和4年7月15日 |
| ⑤ | 審査期間 | 令和4年7月19日 ～ 令和4年7月22日 |
| ⑥ | 審査結果通知 | 令和4年7月26日 |

4 周知方法

ホームページに募集記事を掲載します。

【 備 考 】

問い合わせ先 総務部 管財課 管財係 内線 2383 47-1822 ダイヤルイン

●内 容 【 2.連絡事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期 【 2.委員会・委員会協議会後 】

市民生活部長 氏名 大谷 健 内線 (TEL) 2400

【表題】

令和3年度相談業務等の実績報告について

【目的】

市民そうだん課における令和３年度の相談及び陳情業務について、その結果を報告するものです。

【概要】

相談業務等件数

(单位:件)

名 称	件 数		
	令和元年度	令和２年度	令和３年度
無 料 法 律 相 談	６０５	６０３	５１７
市 民 相 談	５４７	５１３	９１１
手紙・FAX・電子メール	５４７	７６３	７６３
陳 情	４８	５６	５８
合 計	１， ７４７	１， ９３５	２， ２４９

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和３年度においても法律相談等は電話での相談としました。

来庁しての相談者は減少しましたが、電話での相談が増加し、合計件数は前年度に比べて314件の増加となりました。

- ① 無料法律相談については、相続、離婚の件数が過去３年間上位２項目となっています。
- ② 市民相談については、近隣、家庭・親子、金銭の件数が上位３項目です。
- ③ 手紙・FAX・電子メールについては、多岐にわたる要望があり、健康（新型コロナウイルス関連等）が増加しております。
- ④ 陳情については、道路・都市整備、市有施設管理の件数が依然として多い状況です。

【備考】

* 問い合わせ先 市民生活部 市民そうだん課 市民そうだん係
内線2443 47-1897タヤルイン

●内 容 【 2. 連絡事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 大谷 健 内線 (TEL) 2400

【表題】

令和3年度太田市消費生活センター相談実績報告について

【目的】

太田市消費生活センターの今後の啓発活動や相談業務に活用する目的で、令和３年度の相談内訳と相談概要について集計・分析しましたので、その結果を報告するものです。

【概要】

- 1 年度別相談件数・・・令和2年度は1,652件、令和3年度は1,477件、前年度比で175件減少しました。
相談は商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せであり、相談内容は年々複雑化、巧妙化してきています。
- 2 主な相談内訳・・・商品一般（商品の特定ができない相談）153件、役務その他（不用品回収・庭木の剪定・不審なメール等）95件、工事・建築・加工（新築工事・外壁塗装・リフォーム等）76件です。
- 3 相談概要・・・（1）性別では、男性50.4%、女性43.9%、団体等5.7%でした。
（2）年齢別では、60歳以上の相談件数が依然として多く、相談件数全体の38.1%を占めています。
（3）職業別では、給与生活者34.1%、無職30.7%、家事従事者9.7%の順で多くなりました。
（4）消費者トラブルに係る契約購入金額の合計は約5億3千6百万円となり、昨年度比で4.3%の増となりました。

【備考】

問い合わせ先 市民生活部 市民そうだん課 消費生活センター
内線 2448 30-2228 ダイヤルイン

●内 容 【 2. 連絡事項 】

○公 開 【 1. 可 】

○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 大谷 健 内線 2400

【 表 題 】

令和3年度公共交通機関の運行実績報告について

【 目 的 】

本市で運行するシティライナーおおた、おうかがい市バス【どあ宅】、市営無料バスの運行実績を報告するものです。

【 概 要 】

1. シティライナーおおた【3路線：新田線、尾島線、市内循環線】

(運行事業者：(株)矢島タクシー)

(1) 年度別総事業費、運行補助金及び利用者数の推移

	総事業費	運行補助金	利用者数
令和元年度	27,574,741円	20,538,365円	52,563人
令和2年度	25,231,604円	20,261,637円	35,324人
令和3年度	25,957,031円	20,145,487円	40,290人

(2) 令和3年度路線別内訳

	総事業費(A)	収入額(B)	運行補助金 (C) = (A) - (B)	収支率 (D) = (B) / (A)	利用者数
新 田 線	10,257,187円	3,653,166円	6,604,021円	35.6%	27,583人
尾 島 線	9,307,928円	1,546,096円	7,761,832円	16.6%	10,367人
市内循環線	6,391,916円	612,282円	5,779,634円	9.6%	2,340人
計	25,957,031円	5,811,544円	20,145,487円	22.4%	40,290人

2. おうかがい市バス【どあ宅】(運行委託先：(株)矢島タクシー)

年度別運行委託料、利用登録者数及び延べ利用者数の推移

	運行委託料	利用登録者数	延べ利用者数
令和元年度	56,019,369円	3,984人	31,647人
令和2年度	31,558,518円	2,002人	17,130人
令和3年度	35,068,677円	2,061人	15,555人

3. 市営無料バス

年度別総利用者数の推移

	西バス系統	東バス系統	菰川鳥之郷線	宝泉新田線	合 計
令和元年度	34,857人	15,673人	—	—	50,530人
令和2年度	25,999人	8,674人	1,957人	1,907人	38,537人
令和3年度	35,792人	7,589人	3,960人	3,906人	51,247人

【 備 考 】

* 問い合わせ先 市民生活部 交通対策課 交通対策係 内線2431
47—1826ダイヤル

- 内 容 【 2.連絡事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 大谷 健 内線 2400

【表題】

令和3年度1%まちづくり事業の実績報告について

【目的】

市民の参画と協働のまちづくりの実践事業であり、市民の自発的なまちづくり活動を支援し、地域コミュニティをより活性化させようとする1%まちづくり事業の実績報告を行うものです。

【概要】

令和3年度事業実績

区分	令和３年度（Ａ）	令和２年度（Ｂ）	増減（Ａ）－（Ｂ）
申請件数	１１７件	１２５件	△８件
採択件数	１１７件	１２３件	△６件
不採択件数	０件	２件	△２件
再提案依頼数	０件	０件	０件
総事業費（計画）	34,186,947円	56,468,281円	△22,281,334円
採択金額	28,558,000円	38,157,000円	△9,599,000円
実施件数	１１４件	１１４件	０件
取下げ件数	３件	９件	△６件
総事業費（実績）	21,700,690円	19,870,042円	1,830,648円
決算額	19,618,000円	18,969,000円	649,000円

【備考】

* 問い合わせ先 市民生活部 地域総務課 地域コミュニティ係
内線3612 47—1923ダイヤル

●内 容 【 2. 連絡事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 大谷 健 内線 2400

【表題】

令和3年度ふるさと納税の受領状況について

【目的】

令和3年度のふるさと納税の受領状況について報告するものです。

【概要】

1. 件数及び受領金額

令和3年度 4,375件 507,114,500円（前年比325%）
（うち市内 41件 1,191,000円）

〈参考〉 過年度の実績

令和 2 年度	2, 5 6 6 件	1 5 5, 9 5 0, 5 0 0 円
令和 元 年度	7 9 5 件	6 5, 1 2 6, 1 0 0 円
平成 3 0 年度	5 7 0 件	4 9, 7 0 0, 0 0 0 円

2. 寄附の使い道

使い道	件数	寄附金額（円）
文化の振興	3 4 1	6, 9 1 5, 0 0 0
スポーツの振興	2 2 0	2 2 3, 8 2 5, 5 0 0
福祉・健康の増進	7 2 8	2 5, 1 3 4, 5 0 0
生活環境の整備	2 7 9	1 0, 1 0 7, 5 0 0
太田市政全般	2, 7 5 5	1 0 4, 5 6 4, 0 0 0
にいたやま教育応援分	5 2	1 3 6, 5 6 8, 0 0 0
合 計	4, 3 7 5	5 0 7, 1 1 4, 5 0 0

「にいたやま教育応援分」に係る件数及び受領金額

令和3年度	52件	136,568,000円
(うち市内)	32件	1,081,000円)

「にいたやま教育応援分」 寄附者の応援希望先

市内公立小・中学校及び指定なし 23件 500,000円

内訳

校名	寄付件数	寄附金額（円）
太田小学校	1	40,000
九合小学校	1	20,000
休泊小学校	2	25,000
強戸小学校	1	60,000
宝泉小学校	1	50,000
毛里田小学校	1	10,000
宝泉東小学校	1	20,000
駒形小学校	5	105,000
城西小学校	1	10,000
綿打小学校	2	15,000
西中学校	1	20,000
強戸中学校	1	60,000
宝泉中学校	1	10,000
木崎中学校	1	10,000
綿打中学校	1	5,000
太田中学校	1	10,000
指定なし	1	30,000
合 計	23	500,000

市立太田高等学校	6件	3,070,000円
常磐高等学校	3件	122,000円
ぐんま国際アカデミー（GKA）	20件	132,876,000円

【 備 考 】

* 問い合わせ先 市民生活部 地域総務課 地域コミュニティ係 内線3611、3612
47-1923 ダイヤルイン

●内 容 【2. 連絡事項】
○公 開 【1. 可】
○公開時期 【2. 委員会・委員会協議会后】

福祉こども部長 氏名 富岡和正 内線 (TEL) 2500

【表 題】

令和4年度太田市金婚・ダイヤモンド婚祝記念式典について

【目 的】

結婚以来50年、60年、互いに睦みあい励ましあい、苦楽を共にし、家族の隆昌、社会の発展に寄与したご夫婦を祝福するとともに、家族の融和、敬老思想を普及し、もって高齢者福祉の増進を図ることを目的とするものです。

【概 要】

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 開催日時 | 令和4年6月11日(土)、午前9時00分～正午
※式典開始は10時40分から |
| 2 | 会 場 | 太田市民会館 |
| 3 | 主 催 | 太田市 |
| 4 | 来 賓 | 衆議院議員、群馬県議会議員、市議会議員及び健康福祉委員会委員、
社会福祉協議会会長、区長会正副会長、民生児童委員協議会正副会長、
老人クラブ連合会正副会長 |
| 5 | 招 待 者 | 金婚招待者 212組
ダイヤモンド婚招待者 65組 |
| 6 | 内 容 | (1) 招待者写真撮影 (9時00分～10時20分)
・太田営業写真家協会による撮影
(2) アトラクション (10時20分～10時35分)
・おおた芸術学校附属合唱団「コール・エンジェル」による
合唱
(3) 式典 (10時40分～11時00分)
・慶祝状並びに記念品贈呈
(4) アトラクション2 (11時15分～正午)
・歌声カルテットによる昭和歌謡コンサート |

【備 考】

* 問合せ先 福祉こども部 長寿あんしん課 いきがい推進係 内線 2541
47-1829 ダイヤルイン

●内 容 【 2. 連絡事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

福祉こども部長 氏名 富岡 和正 内線 (TEL) 2500

【表題】

太田市児童館条例施行規則の一部改正について

【目的】

児童センターを含む15児童館の休館日について、指定の休館日を設置することにより維持管理経費の削減、職員のワークライフバランス向上のための環境整備、運営の効率化を図ることから所要の改正を行うものです。

【概要】

1 主な改正内容

第3条中「及び」の次に「月曜日並びに」を加える。
様式第2号及び様式第4号中「あて先」を「宛先」に改める。

2 施行期日

令和4年6月1日（予定）
（コロナ禍の措置として令和2年6月1日から実施。）

【備考】

* 問い合わせ先 福祉こども部 児童施設課 児童館係 内線1255 25-6430 ダイヤルイン

●内 容 【 2. 連絡事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

福祉こども部長 氏名 富岡 和正 内線 (TEL) 2500

【表題】

令和３年度「社会福祉法人に対する一般監査」及び「介護サービス事業者に対する実地指導」の実施結果の概要について

【目的】

社会福祉法人に対する一般監査（根拠：社会福祉法第５６条第１項）及び介護サービス事業者に対する実地指導（根拠：介護保険法第２３条）について、令和３年度における実施結果の概要を報告するものです。

【概要】

1か所当たり原則3年に1回の頻度で、事業所等に赴いて実施。（社会福祉法人に対する一般監査は児童福祉関係法人を主な対象とし、また、指定地域密着型（介護予防）サービス事業者の実地指導は見送り。）指摘区分は次の2段階。

- ・ 文書指摘：法令又は通知等の違反で、改善報告を要するもの
- ・ 口頭指摘：法令又は通知等の軽微な違反、又は上記の文書指摘に該当しない違反

1 社会福祉法人に対する一般監査の結果（実施数・指摘数）

小数点第二位以下四捨五入

年度	対象数 * 年度末現在	実施数	文書指摘数 (法人あたり平均)	口頭指摘数 (法人あたり平均)	合計 (法人あたり平均)
令和３年度	５１法人	１３法人	２６件 (２．０件)	７６件 (５．８件)	１０２件 (７．８件)
〈参考〉 令和２年度	５２法人	１４法人	４３件 (３．１件)	８８件 (６．３件)	１３１件 (９．４件)

2 介護サービス事業者に対する実地指導の結果（実施数・指摘数）

(1) 指定地域密着型（介護予防）サービス事業者

小数点第二位以下四捨五入

年度	対象数 * 年度末現在	実施数	文書指摘数 (事業者あたり平均)	口頭指摘数 (事業者あたり平均)	合計 (事業者あたり平均)
令和３年度	８８事業者	０事業者	—	—	—
〈参考〉 令和２年度	８７事業者	０事業者	—	—	—

(2) 指定居宅介護支援事業者

小数点第二位以下四捨五入

年度	対象数 *年度末現在	実施数	文書指摘数 (事業者あたり平均)	口頭指摘数 (事業者あたり平均)	合計 (事業者あたり平均)
令和3年度	65事業者	21事業者	4件 (0.2件)	21件 (1.0件)	25件 (1.2件)
〈参考〉 令和2年度	66事業者	20事業者	10件 (0.5件)	15件 (0.8件)	25件 (1.3件)

【備考】 問い合わせ先 福祉こども部 社会福祉法人監査室 監査指導係

内線 2 5 3 1 4 7 - 3 3 6 3 (タ イルイン)

●内 容 【 2. 連絡事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

健康医療部長 氏名 大澤 美和子 内線3400

【表題】

2割負担の新設に伴う後期高齢者医療被保険者証の発行・発送について

【目的】

令和4年10月1日から、医療機関等の窓口で支払う医療費の自己負担割合が、現行の「1割」または「3割」に新たに「2割」が追加され、3区分となります。そのため、令和4年度については、後期高齢者医療被保険者証（以下「保険証」という。）の発行・発送を2回とするものです。

【概要】

1 保険証の発行・発送について

保険証は、例年、7月に更新作業を行い、8月1日より新しい保険証に切り替えを行っているところでありますが、令和4年度については、被保険者全員に対し7月と9月の2回保険証の発行・発送を行うものです。

2 交付年月日と有効期限について

令和4年7月に発送の保険証については、令和4年8月1日交付、令和4年9月30日まで、令和4年9月に発送の保険証については、令和4年10月1日交付、令和5年7月31日までです。

3 2割負担の対象者について

窓口負担割合が3割の被保険者を除く課税所得が28万円以上の人。ただし、年金収入とその他の合計所得の合計が、被保険者が1人の世帯は200万円未満、2人以上の世帯は320万円未満であれば1割です。

なお、令和４年１０月１日の施行後３年間（令和７年９月３０日まで）、１か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加を３，０００円までに抑える配慮措置があります。対象者には、高額療養費として後日登録された口座に振り込まれます。

【備考】

* 問い合わせ先

健康医療部 医療年金課 後期高齢者医療係 内線2575 47-1926 ダイヤル

●内 容 【 2.連絡事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

産業環境部長 氏名 飯塚 史彦 内線 2600

【表題】

キャッシュレスポイント還元事業実施結果について

【目的】

コロナ禍における市内店舗の支援並びにキャッシュレス決済の推進を目的として実施した、キャッシュレスポイント還元事業の実施結果を報告するものです。

【概要】

- 1 実施期間 令和4年2月1日(火)から20日(日)までの20日間
- 2 実施方法 指定事業者のキャッシュレス決済サービスを使用したポイント還元
 - (1) 指 定 事 業 者 P a y P a y 株式会社
 - (2) 決 済 サ ー ビ ス P a y P a y
 - (3) ポイント還元率 最大20%
 - (4) ポイント付与上限額 1,000円相当/回、4,000円相当/期間
 - (5) ポイント付与時期 決済サービス利用日から30日後
- 3 対象店舗 1,367店舗
※市内店舗のうち、大型店等を除く事業者であり、指定事業者の決済サービスを導入している店舗であること。
- 4 対 象 者 指定事業者の決済サービスを利用できるもの。
- 5 実施結果
 - (1) 付与総額 2,351万7,216円相当
 - (2) 利用総額 1億5,535万4,503円
 - (3) 総利用数 4万7,296回
 - (4) 実施状況 事業実施前と比較して、売上額及び利用者数ともに大きく増加し、飲食店を中心に幅広い業種で利用された。

【備考】

* 問い合わせ先 産業環境部 産業政策課 商業係 内線2642 47-1834 ダイヤルイン

●内 容 【 2. 連絡事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

産業環境部長 氏名 飯塚史彦 内線 (TEL) 2600

【表題】

令和3年度の太陽光発電所実績について

【目的】

令和３年度のおおた太陽光発電所、おおた鶴生田町太陽光発電所、おおた緑町太陽光発電所の実績を報告するものです。

【概要】

1 令和3年度実績

発電所名	売電量 (kWh)	売電額 (円)	CO2削減量 (t)
おおた太陽光発電所	1, 935, 227	85, 149, 988	884. 4
おおた 鶴生田町太陽光発電所	1, 282, 591	56, 434, 004	586. 1
おおた 緑町太陽光発電所	2, 141, 447	94, 223, 668	978. 6
計	5, 359, 265	235, 807, 660	2, 449. 1

2 令和3年度実績の月別詳細

【備考】

* 問い合わせ先 産業環境部 脱炭素推進室 企画係 内線2661 47-1953ﾀﾞｲヤル

●内 容 【 2.連絡事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800

【表題】

令和3年度太田市空家等除却補助事業及び太田市住宅リフォーム支援事業の完了報告について

【目的】

空き家所有者の自発的な除却及び土地の利活用を促進し、地域の活性化を図る事を目的とする「空家等除却補助事業」及び市民の居住環境の向上と市内の経済活性化を図る事を目的とする「住宅リフォーム支援事業」の令和3年度事業が完了したので報告するものです。

【概要】

1. 空家等除却補助事業

補助件数 97件

補助交付金額 47,445,000円

2. 住宅リフォーム支援事業

補助件数	569件
補助交付金額	98,734,000円

【備考】

* 問い合わせ先
都市政策部 まちづくり推進課 空家対策係 内線2823 47-1843 [ダイヤル](mailto:kyakuka@city.yamanashi.lg.jp)

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

行政事業部長 氏名 鈴木 聡 TEL0277-78-2842

【表題】

エアリスの小さな森公園開園について

【目的】

本公園は令和2年12月に閉園したアンディ＆ウィリアムズ ボタニックガーデンを本市で取得し、市民の皆様、市内企業等のご協力により再整備し、新たに「エアリスの小さな森公園」として開園するものです。

【概要】

1 公園概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 場 所 | 太田市新田市野井町459ほか8筆 |
| (2) 敷地面積 | 13, 834㎡ |
| (3) 園内概要 | 庭園エリア：約100種類・300本のバラを中心とし、四季折々の花を楽しむことができるエリア
自然エリア：池の周囲に外国の珍しい樹木が多数あり、新緑や紅葉の中でくつろいでいただけるエリア |
| (4) 駐 車 場 | (株)ジョイフル本田ガーデンセンター南駐車場等 |

2 經過

- | | |
|---------|---|
| 令和3年12月 | 用地取得 取得費：41,502,000円 |
| 令和4年1月～ | 市民の皆様、市内企業等のご協力により以下を整備
バラの植苗、公衆トイレ・園内設備及び工作物等の設置、管理棟
(トレーラーハウス)の設置 |

3 開園日時

令和4年6月5日（日）午前9時30分

4 オープニングセレモニー

- (1) 日 程 令和4年6月5日(日)午前10時～ ※雨天中止
- (2) 場 所 園内西側ウッドデッキ
- (3) 内 容 ①主催者あいさつ 市 長
②来賓あいさつ 市議会議長、太田市区長会生品地区会長
③ジャズ演奏 NEW Field Union

【備考】

* 問い合わせ先 行政事業部花と緑の課 維持管理係 32-6599ダイヤル

- 内 容 【 2.連絡事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

消防長 氏名 櫻井 修一 (TEL) 33-0200

【表題】

水上バイクの運用開始について

【目的】

河川等の事故や大規模水害時等の対応を強化するため、消防本部が導入した水上バイクの運用開始について報告するものです。

【概要】

- 1 運用開始 令和4年6月1日(水)から

2 諸元等

船 名		太田水上バイク 1
配 置 場 所		中央消防署
船 体 (モデル)		SEA・D00 FishPro170
諸 元	全 長	373.4cm
	全 幅	125.5cm
	全 高	115.1cm
	総重量	389kg
	定 員	3名 (耐荷重 : 272kg)
	排気量	1630CC
	出 力	170hp



3 運用について

- ・水難救助隊及び中央消防署高度救助隊が運用します。
- ・操縦者は消防職員のうち、特殊小型船舶免許保持者で研修を受けた者とします。

4 その他

広報おおた6月1日号で周知する予定です。

【備考】

- * 問い合わせ先 消防本部 警防課 警防救助係 33-0203 ダイヤルイン